

アイヌ語学習・教育用資料の電算化・集積・公開を可能にする 情報ネットワーク構築のための基礎研究

井 筒 勝 信
(北海道教育大学旭川校)

Ainu Language Education as a Rural Education: Basic Research for Creating IT-Assisted Resources for Ainu Language Learning and Teaching

Katsunobu IDUTSU

1. はじめに

本稿は、様々な条件により他の言語教育¹と比べて著しく不都合な条件に置かれているアイヌ語教育が学校教育に於けるいわゆる「僻地教育」に準え得ることを指摘し、従って「僻地教育」あるいは「遠隔地教育」での実践がアイヌ語の学習と教育にとって有効なものとなり得ることを論ずる。また、そうした「僻地教育」あるいは「遠隔地教育」での実践には、電子メールやインターネットを通じて学習・教育用の資料を共有することが不可欠であることから、アイヌ語学習・教育用資料の電算化と集積並びにそれを可能にする情報ネットワークの構築が急務であることを再確認し、そうしたネットワークのあるべき姿を明らかにする。その一方で著作権などの問題が伴うため、現段階ではそれらの電算化資料の公開が極めて困難な状態にあることを指摘し、その解決策を模索する必要性を強調する。

第2節でアイヌ語教育の現在について概観し、幾つかの問題点を浮き彫りにした後、第3節では浮き彫りになった点を出発点にして、現在のアイヌ語教育が抱える問題点を6つの点にまとめて明確にする。その上で、それらアイヌ語教育が抱える問題点といわゆる僻地教育が抱える問題との間に大きな共通点が見出されることを第4節で指摘し、僻地教育並びにその隣接領域である遠隔地教育での実践のアイヌ語教育への適用可能性について述べた後、そうした適用に不可欠な情報ネットワークの構築とそれに伴う課題について第5節で論ずる。

2. アイヌ語教育の現在

アイヌ語は、かつて(東北,)北海道,サハリン,クリル諸島で広く話されていた言語である。学校教育と経済活動の変化によって子供たちから日本語化され、アイヌ語を母語とする若年者の数は激減した。戦後になって話者人口が急速に減少し、母語として話すことが出来る人の数は現在5人に満たない。この間、録音、手記、聞き取りなどを通してこの言語を少しでもこの世に残そうとする努力が母語話者や研究者によって続けられ、そのような努力がアイヌ語教育を目的とする活動の原動力となった。二風谷アイヌ語教室が現在道内各地に存在するいわゆる「アイヌ語教室」の魁をなし、早稲田大学・千葉大学でのアイヌ語の授業が大学でのアイヌ語教育の端緒となった。以下では、このような経緯から成立してきた「アイヌ語教育」の現状を、「授業の開設状況」、「教科書や辞書・文法書など学習教材の出版状況」という点から概説する。

歴史・民族学的に考えれば、炉辺で大人が子供に語って聞かせた、いわゆるトウイタクやウエベケレのような物語は、間違いなく様々な意味でアイヌ語教育としての機能を果たしていたに違いない。しかし、近現代の学校教育あるいはそれに近い制度としてのアイヌ語教育が試みられたのは、殆ど戦後のことと考えて間違いはない。東京帝国大学で金田一京助氏がアイヌ語について講じていたことに加えて、札幌にあったバチラー学園が唯一の例外で、創立者のJohn Batchelor氏が聖書や賛美歌などをアイヌ語に翻訳し、それをを用いて学習活動が行なわれていたとされる。

戦後、北海道大学で知里真志保氏が言語学科の授業でアイヌ語を扱ったこともあろうが、本格的な語学の授業

¹ 例えば、国語教育や英語教育。

としては早稲田大学語学教育研究所の田村すず子氏による一連のアイヌ語の授業に始まる。田村氏の退職と前後して、同語学教育研究所は早稲田大学オープン教育センターに改組され、現在は「アイヌ語（初級言語文化）・アイヌ語（初級口承文芸）」（担当は志賀雪湖氏）、「アイヌ語（入門会話）・アイヌ語（初級会話）」（担当は奥田統己氏）、「アイヌ語（中級）」（担当は児島恭子氏）が開講されている。

また、早稲田に遅れて千葉大学文学部でも中川裕氏によるアイヌ語の授業が始まる。やがて、それは千葉大学普遍教育へと拡大され、「アイヌ語初級」（担当は志賀雪湖氏）と「アイヌ語中級」（担当は中川裕氏）が展開されてきた。ところが、2005年度を境に普遍教育でのアイヌ語の授業は廃止が決まり、2006年度は中川裕氏担当の「アイヌ語中級」のみが行われたようである。

21世紀を迎えてから、北海道の幾つかの大学でアイヌ語の授業開設の動きがあり、北海道教育大学旭川校が先陣を切って「アイヌ語Ⅰ・Ⅱ」（担当は太田満氏）を開講、2年後札幌校にも拡大して「アイヌ語Ⅰ・Ⅱ」（担当は井筒勝信）を開講している。旭川校では、それに前後して「総合演習（アイヌ語入門）」（現在の担当は、手塚順孝氏）が英語教育専攻の学生を対象に開かれるようになった。また、苫小牧駒澤大学国際文化学部でも「アイヌ語1・2」（担当は岡田路明氏）が開講されている。

大学での授業ではないが、幾つかカルチャースクールでも語学講座という形態でアイヌ語の授業が開かれてきたようである。また、アイヌ文化振興研究推進機構は、1998年に札幌テレビ放送の協力を得て「アイヌ語ラジオ講座」を開設し、現在も放送を続けている。

大学での授業を中心に語学教育としてのアイヌ語の授業が生成消滅を繰り返す一方で、アイヌの人々が中心となってアイヌ語教育の場を設ける動きが1980年頃から起こり始める。この年に出版された著書の中で自身が書いているように、萱野茂氏は「アイヌ語教育」の場としての幼稚園もしくは保育園の創立を企図していた。

いまは、下手な原稿書きばかりですが、わたしにはやるべきことがたくさん残されています。誰か原稿を書く人が現れれば書くのをやめて、広い土地にでっかい幼稚園を建て、その園長にわたしはなりたい。園長はアイヌ語だけで日本語は絶対にしゃべらん。すると園児たちはあつというまにアイヌ語を覚えてくれると思うのです。

山子やめて、彫刻やめて、店やめて、原稿書きやめて、わたしは幼稚園の先生になりたい。それがわたしの夢。夢のことをアイヌ語でウェンタラッと言いますが、わたしのウェンタラッもきっと実現してみせます。

してみせるんだと、自分に暗示をかけている毎日です。（萱野1990：197）

このような「幼稚園・保育園」設立は様々な要因から実現せず、萱野氏は断念を迫られたようである。その経緯については、本田（1997）で次のように書かれている。

そして、一九八一年、めでたく二風谷保育所が開設されたが、アイヌ語教育のほうは実現しなかった。「文部省の管轄の幼稚園ならともかく、厚生省管轄の保育所での言語教育は認められない。どうしてもアイヌ語教育を行なうというのなら、国の補助金はあきらめろ」ということだったようだ。その後、条件付きOKは出たものの、すっかりおカムリの萱野先生は、「こうなったら自分一人の力で私塾を開いていやる」と腹をくくった。（本田1997：19）

こうして、私塾として開かれたのが「アイヌ語塾」であり、後の「二風谷アイヌ語教室」である。設立当時から本田優子氏が萱野茂氏を強力に支援してきた「アイヌ語塾」は、1987年に北海道ウタリ協会主催「平取町二風谷アイヌ語教室」が成立すると、その「こどもの部」となった。その後も本田氏が講師を続け、子供たちがアイヌ語を学ぶ場として発展を続けている。二風谷に続いて、旭川、浦河、釧路、白老、札幌にもアイヌ語教室が設置され、ウタリ協会によれば現在14教室を数えるに至っている。

けれども、このようなアイヌ語教育の場は、一部の高等教育機関と限られた地区のアイヌ語教室にほぼ限定されている。特定の大学に入学して初めて受講出来るのが普通で、初中等教育を受けている児童・生徒がこれらの授業を受けることは通常ない。ラジオ講座も週に二度、それも早朝に一回、深夜に一回放送されるのみで、生活の中で聴取することが困難か不可能である人が少なくないのが実情である。このように、アイヌ語教育は広く多くの人に開かれているとは言い難い状況にある。また、これら大学やアイヌ語教室、ラジオ講座等で開講されているアイヌ語の授業は多くが初級または入門で、中級以上の内容を扱うものは極めて少ない。

次に、アイヌ語教育に必要な教科書や辞書・文法書など学習教材に目を転じてみよう。これまでに、アイヌ語自体を学ぶ目的で刊行されたものには、(1a)から(1h)に挙げたアイヌ語教科書がある。また、この他に、教科書ではないが「二風谷アイヌ語教室」の講義録である萱野志郎（編）（1989, 1990, 1993）がある。

- (1) a . John Batchelor. 1887. *Hoshiki no an oro-oitak epa-kashimu kambi-sosh.*
 b . 田村すず子. 1979. 『アイヌ語入門』.
 c . 萱野茂. 1990. 『アイヌ語会話：初級編』.
 d . 北海道ウタリ協会. 1994. 『アコロイタッ：アイヌ語テキスト1』.
 e . 中川裕・中本ムツ子. 1997. 『エクスプレスアイヌ語』.
 f . アイヌ文化振興研究推進機構. 1998-. 『アイヌ語ラジオ講座テキスト』.
 g . 井筒勝信・手塚順孝. 2006. 『基礎アイヌ語』.
 h . 中川裕・中本ムツ子. 2007. 『カムイユカラでアイヌ語を学ぶ』.

これらは、いずれも上述のアイヌ語教育の場で生み出されたものか、あるいはそこで用いられてきた教材から発展して出来たものである。(1a)はバチラー学園,(1b)は早稲田大学の授業,(1c)は平取町二風谷アイヌ語教室,(1d)は各地のアイヌ語教室,(1e)と(1h)は千葉大学での授業、それぞれで用いられた教材から生み出されたものであり、また(1f)はSTVラジオのアイヌ語ラジオ講座テキストそのものである。筆者が作成に携わった(1g)は、2004年度のアイヌ語ラジオ講座テキスト(4分冊)として作成されたものを元に新たに原稿を起草し、北海道教育大学での2年に渡る試用を経て成ったものである。

大変信じ難いことに、以上に挙げたものは exhaustive list に近いものである。しかも、内実について付け加えれば、これらは等しくアイヌ語を扱っているとは言え、方言が異なる。(1a),(1b),(1c)は沙流方言(日高),(1e)と(1h)は千歳方言,(1g)は旭川方言である。(1d)は、複数の方言に渡っているが、一冊にまとめることの必要性から、各方言の扱いは概括的なもので、いずれか一方の方言を学ぶためには十分とは言い難い。それに対して(1f)は、一年毎に異なる方言を取り上げているため、目標とする方言が扱われる年を選んで使用すれば当該方言の学習に集中することは出来る。それでも、母体となるラジオ放送の方針²から、学習内容がごく基本的なことに限定されがちなため、他の教科書ほどに実際的なアイヌ語力を養う助けとなりにくい傾向が強い。また、一定部数印刷されて配布された後は、増刷されることがな

² 毎年配布されている当該ラジオ講座のテキストには、「この「アイヌ語ラジオ講座」は、初心者向けのやさしいアイヌ語講座をラジオで放送し、多くの人たちにアイヌ語に触れ、学習する機会を提供するため平成10年から開設しているものです。」と明記されている。

いため入手が困難な場合が少なくない。

そもそも、1980年以前に公開されたアイヌ語教科書は、この世にたった2つしか存在しなかったのである。1990年代に入ってアイヌ語教科書は急速に刊行されるようになったと見ることも出来るが、それでも、たった8種を数えるに過ぎない。英語や国語の教科書とは、当然のことながら比較にならない。日本におけるアイヌ語と類似した歴史を辿ってきた、英国のウェールズ語を例に取れば、教科書は何十種類と出版されており、公開されたアイヌ語教科書の数など比べ物にならない。教科書の数という点でも、アイヌ語教育は不都合を強いられていることが分かる。

ところが、学習用辞書や文法書といった教材に目を転ずると、その不都合は更に程度の甚だしいものとなってくる。まず、学習用のアイヌ語辞典としての使用に堪え得るものは、以下に列挙した7つである³。しかし、書店で購入可能であるという意味で、一般の利用に広く供されていると言えるのは、(2b)から(2d)の3つだけである。しかも、(2b)と(2c)は1万円、(2d)に至っては1万8千円と、いずれも学習教材としては大変高価なものである。

- (2) a . 田村すず子. 1983. 『アイヌ語基礎語彙』.
 b . 中川裕. 1995. 『アイヌ語千歳方言辞典』.
 c . 萱野茂. 1997. 『萱野茂のアイヌ語辞典』.
 d . 田村すず子. 1997. 『アイヌ語沙流方言辞典』.
 e . 奥田統己(編). 1999. 『アイヌ語静内方言文脈つき語彙集』.
 f . 井筒勝信(編). 2003. 『アイヌ語旭川方言辞典草案』.
 g . 井筒勝信. 2005. 『平成16年度アイヌ語ラジオ講座テキスト単語表』.

(2a),(2e),(2f)は、程度の差こそあれ科学研究費などの補助金を用いて作成された「研究報告書」的な性質が強く、広く一般の学習者への頒布を考慮して用意されたものではない。(2g)は、上記教科書のリストで見た(1f)に準ずる刊行物で、一定部数印刷、配布されるものだが、増刷はされないため、在庫が底をつけばそれまでである。

このように、国語辞典や英語の辞典のように一般の書店に行くと尋常な価格で購入可能なアイヌ語の学習用辞

³ 知里真志保(1975[1954],1976[1953,1962]),服部四郎(編)(1964),久保寺逸彦(1992)などがあるが、いずれも学習用にかかれたものではなく研究書であり、且ついずれも絶版のため入手極めて困難であるか、可能だとしても非常に高価で入手はやはり容易ではない。

典は、皆無と言っても過言ではない。学習用の文法書では、この状況がいよいよ惨憺たるものとなる。一言で言えば、現時点でまとまった学習用の文法書は存在しないのである。アイヌ語文法の包括的な記述は、これまで幾人かの研究者によって試みられてきたが(金田一(1931), 金田一・知里(1936), 知里(1942), 村崎(1979), 浅井(1969), 田村(1988), 井筒(2006a)), いずれも研究者を対象としたものであり、学習者を考慮して執筆されたものではない。上記の教科書の中でも、文法は扱われているが、中・上級以上で必要となるいわゆる学習用の「文典」や「文法概説」に当たる教材は、現時点でも一つも存在しない。

ここに至って、アイヌ語教育は極めて不便な状況に置かれていることが一層はっきりする。授業や教室などの開講状況、利用可能な学習教材の状況のいずれを見ても、改善すべき点は枚挙に暇がない。次節では、こうして浮き彫りになった点を出発点にして、現在のアイヌ語教育が抱える問題点を明確にする。第4節で論ずるように、それらはいわゆる僻地教育が抱える問題点と多くの共通点を有する。

3. アイヌ語教育が抱える問題点

現在のアイヌ語教育が抱える問題は、(3a)から(3f)までの6点にまとめることが出来る。まず、前節で指摘したように、アイヌ語の授業や教室というものが高等教育と社会教育に著しく偏っていることと学習教材が極めて不足していることの2点が挙げられる。アイヌ語学習は、社会教育としてのアイヌ語教室で行われている他に、学校教育では一部の大学で行われているに過ぎない。つまり、特定の社会教育と一部の高等教育に著しく偏っている。また、公刊され、一般に入手可能な教科書、辞典、文法書の種類は非常に少なく、学習用文法書に至っては皆無に等しい。これらが(3a)と(3b)である。

- (3) a. 高等教育と社会教育への著しい偏り
 b. 学習教材の不足
 c. アイヌ語が教えられる教員の不足
 d. アイヌ文化教育との不可分性
 e. 学習の機会の多くが初級・入門
 f. アイヌ語を学ぶこと自体への動機の弱さ

次に、(3c)に挙げたように、「アイヌ語を教えることが出来る教員が不足している」ことを指摘することが出来る。研究の一分野として、あるいは一般教養や雑学としてアイヌ語を扱うことが出来る人はいても、語学の一つとしてアイヌ語を教えられる人が極端に少ない。アイ

ヌ語の教員養成の機関は、皆無に等しい。僅かに、アイヌ文化振興推進機構では「指導者講習」というアイヌ語が教えられる人材の育成に尽力しているが、こうした人材の多くは「アイヌ語教室」や「ラジオ講座」の講師として活動することに概ね限定されており、学校教育の中でアイヌ語教育に携わる例は極めて稀である。その点で、北海道教育大学旭川校でアイヌ語を教えている太田満氏は、現時点では数少ない例外であると言わざるを得ない。

アイヌ語学習が抱える問題点として、更に(3d)と(3e)に挙げた二つを指摘することが出来る。これらは、同時に(3c)の「アイヌ語が教えられる教員の不足」の直接的な原因にもなっているものである。まず、その中でも(3d)の「アイヌ文化教育との不可分性」は、アイヌ語自体の復興と再活性化の足枷となっている要因の中でも最も強いものかもしれない。道内のアイヌ語教室の殆どは、アイヌ語自体よりも寧ろ刺繍や彫刻、踊りや儀礼といった目に見える形でのアイヌ文化の継承にその活動の殆どを費やしているのが実情で、アイヌ語自体を中心にした学習をしている教室は思いのほか少ないようである。また、アイヌ文化を扱った授業は、大学に限らず様々な学校で思いのほか多く行われているにも関わらず、それに比べてアイヌ語を扱った授業が遥かに少ないのである。こうした実情に対する抗弁としてよく聞かれるのは、「アイヌ語はアイヌ文化の一部なのだからアイヌ文化について学べば、アイヌ語を学ぶのと同じことだ」といった「アイヌ語の学習・教育」と「アイヌ文化の学習・教育」を混同した態度である。

やや性質の悪いものとして、「言葉だけを学んで文化について知らなければ無意味だ」という一見妥当そうな見解もよく耳にする。「言葉をよく学び、且つ文化を学ぶ」のであれば、それは望ましいことである。しかし、そうした意見には、「語彙」や「文法」、「発音」や「抑揚」など目に見えず手に触れることの出来ない言葉の特徴を学ぶことに比べて、刺繍や彫刻、踊りや儀礼などは目に見えて、実感の湧き易いものであることから、言葉そのものの学習を敬遠あるいは軽視する態度が働いていることがよくある。「言葉だけを学んで文化について知らなければ無意味だ」という主張の元にアイヌ語の学習を著しく軽視し、実際には「文化の限られた一側面を学んでも、その文化を最も良く表象するアイヌ語そのものを少しも学ばない」という丁度正反対の「無意味」を演じて見せている場合も少なくない。

「アイヌ語教育」を「アイヌ文化教育」と文字通り不可分なものと考えることが「アイヌ語教育」の妨げになると言うとは、表向きには極めて矛盾しているように見えるかもしれない。しかし、それらを一緒にくたにして捉えることが、確実に「アイヌ語教育」を減退させる主要因

となっていることに疑いの余地はない。一旦は、「アイヌ語教育」を「アイヌ文化教育」から明確に区別して、アイヌ語の「語彙」や「文法」、「発音」や「抑揚」をしっかりと学ぶ機会を確保しなければならない。その上で、アイヌ語を学ぶことを通して、アイヌ文化を学ぶことが奨励されるべきである。

(3e)の「学習の機会の多くが初級・入門に限られている」という問題点は、前節でアイヌ語の授業の開設状況に関して述べた際に指摘した通りである。ラジオ講座は基本的に「初心者向けのやさしいアイヌ語講座をラジオで放送し、多くの人たちにアイヌ語に触れ、学習する機会を提供する」ことが目的であり、また大学やアイヌ語教室、カルチャースクールで開講されているアイヌ語の授業の多くが初級または入門で、中級以上の内容を扱うものは極めて少ない。種類少なく公刊されている教科書も、殆どが横並びに簡単な会話表現を扱った初級もしくは入門に終始しており、中級以上の内容を扱うものは2節の(1)で取り上げたもののうち(1g)と(1h)の二つのみである。

(3d)と(3e)として挙げた、これら二つの問題点は、仮に一定数のアイヌ語学習者が現れて(いて)も、実際にある程度のアイヌ語運用能力を身に着けることが困難になることを意味する。アイヌ語運用能力を身に着けた人材が生み出されなければ、自ずと(3c)の「アイヌ語が教えらるる教員の不足」という問題は避けられないものとなる。

アイヌ語教育が抱える問題のもう一つは、(3f)の「アイヌ語を学ぶこと自体への動機の弱さ」である。アイヌ語は、昨今、学習の機運が高まりつつある中国語・韓国語などの東アジアの外国語に比べて、興味を持つ人も、実際に学ぶ人も極端に少ない。「アイヌ語が使えるようになって、使う場が無い、話す相手がいないのではないか」といった考えから、及び腰になる傾向がある。これは、minority language, endangered language, lesser used language 等と昨今呼ばれる存在には、等しく付きまとうことである。こうした考えや態度には、「それらの言語が存続することの意義」をしっかりと理解してもらうこと以外に打つ手はない。「多様性を維持する」であるとか、「人類の所産として大切にする」というような総論だけでは、それら個々の言語の復興と再活性化の後押しにはなり得ないのである。

4. アイヌ語教育と僻地教育の共通性

アイヌ語教育は、第2節、第3節で見てきたように様々な特殊事情から他の言語教育に比べて著しく不都合な条件下にあり、少なくとも6つの明確な問題を抱えている。

こうした言わば「条件に恵まれない教育の場」というものを学校教育という文脈に移した時に先ず想起されるのは、いわゆる僻地教育というものであろう。それぞれの置かれている条件を精査してみると、語学教育一般に於けるアイヌ語教育は、思いのほか学校教育一般に於ける僻地教育と極めて多くの類似性を有していることが判明する。

僻地教育の場である「僻地学校」は、「僻地教育振興法」の第二条で次のように定義されている。ここで言う「交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない」の解釈には注意が必要であることは言うまでもない。現在「僻地学校」と認められている学校の所在する地域でも、多くの場合は自転車も自動車も普及しており、農林水産業に加えて商工業などの経済活動が営まれている点で、内的に「交通条件」や「経済的」条件に恵まれないという訳では必ずしもない。意図するところは、「物流や情報の中心と目される都市から隔てられており、物価や平均所得などの点で都市との格差が存在する」ということと解釈すべきであろう。

第二条

この法律において「へき地学校」とは、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在する公立の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程並びに学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第五条の二に規定する施設(以下「共同調理場」という。)をいう。

また、当該の条項で「山間地、離島その他の地域」と記されていることから分かるように、「僻地」とされる地域は都会よりも遥かに「自然的」条件に恵まれていると言える。更に、「山間地、離島その他の地域」は古からの習俗や伝統を都会よりもずっと多く維持しているのが普通で、この意味では「文化的」条件に「恵まれない」と言うのは全く適切ではない。これらの条文の主旨は、あくまでも「都市と比べて自然災害などの影響を被りやすく、都市部で生み出される文化的活動が及びにくい」という意味に他ならない。

こうした解釈は、第三条の「市町村の任務」並びに第四条の「都道府県の任務」として定められている内容によって裏付けられる。先ず、次に引用する第三条では「教材、教具等」、「教員及び職員のための住宅」、「体育、音楽等の学校教育及び社会教育の用に供するための施設」等を「整備」すること、「設ける」こと、「措置を講じる」ことを定めている。

第三条

市町村は、へき地における教育の振興を図るため、当該地方の必要に応じ、左に掲げる事務を行う。

- 一 へき地学校の教材、教具等の整備、へき地学校に勤務する教員の研修その他へき地における教育の内容を充実するため必要な措置を講ずること。
- 二 へき地学校に勤務する教員及び職員のための住宅の建築、斡旋その他その福利厚生のため必要な措置を講ずること。
- 三 体育、音楽等の学校教育及び社会教育の用に供するための施設をへき地学校に設けること。
- 四 へき地学校における教員及び職員並びに児童及び生徒の健康管理の適正な実施を図るため必要な措置を講ずること。
- 五 へき地学校の児童及び生徒の通学を容易にするため必要な措置を講ずること。

更に、次に引用した第四条でも「学習指導、教材、教具等」と「及び資料を整備すること」が定められている。これらの条項は、僻地学校では十分な「学習指導、教材、教具等」、「教員及び職員のための住宅」、「体育、音楽等の学校教育及び社会教育の用に供するための施設」が少なくとも、この法律が制定される以前には）不足していたことを含意しており、またこうした内容が定められなければ、それらが慢性的に不足しがちであることを前提としている。

第四条

都道府県は、へき地における教育の振興を図るため、当該地方の必要に応じ、次に掲げる事務を行う。

- 一 へき地における教育の特殊事情に適した学習指導、教材、教具等について必要な調査、研究を行い、及び資料を整備すること。
- 二 へき地学校に勤務する教員の養成施設を設けること。
- 三 前条に規定する市町村の事務の遂行について、市町村に対し、適切な指導、助言又は援助を行うこと。
- 四 その設置するへき地学校に関し、前条各号に掲げる事務を行うこと。
- 2 都道府県は、へき地学校に勤務する教員及び職員の定員の決定について特別の考慮を払わなければならない。
- 3 都道府県は、へき地学校に勤務する教員の研修について教員に十分な機会を与えるように措置するとともに研修旅費その他研修に関し必要な経費の確保に努めなければならない。

また、第四条に第二号が加えられていることから、僻地教育を担当する「教員の養成」が必要であり、そのための「施設」は通常の「教員養成施設」と区別して設けることが欠かせないことを意味している。こうした注意深い解釈を施した後に第一条「目的」を読むと、当該法の目指すところが明らかになる。

第一条

この法律は、教育の機会均等の趣旨に基き、かつ、へき地における教育の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体がへき地における教育を振興するために実施しなければならない諸施策を明らかにし、もつてへき地における教育の水準の向上を図ることを目的とする。

アイヌ語教育は、このような関連法に照らして定義され得る「僻地教育」と酷似している。本稿の第3節で明らかにしたように、アイヌ語教育に於いても「学習指導、教材、教具等」、「教員」並びに「教員養成施設」が著しく不足している。それらを補う措置を法的に定めなければ慢性的不足が不可避であることは、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（以下、「アイヌ文化法」）の制定からも明らかである。この法律の第二条では「アイヌ語」が「アイヌ文化」として定義されるものの筆頭に掲げられ、第三条では「僻地教育振興法」の第三条、第四条と同様に「国及び地方公共団体の責務」が定められている。

第二条

この法律において「アイヌ文化」とは、アイヌ語並びにアイヌにおいて継承されてきた音楽、舞踊、工芸その他の文化的所産及びこれらから発展した文化的所産をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条

国は、アイヌ文化を継承する者の育成、アイヌの伝統等に関する広報活動の充実、アイヌ文化の振興等に資する調査研究の推進その他アイヌ文化の振興等を図るための施策を推進するよう努めるとともに、地方公共団体が実施するアイヌ文化の振興等を図るための施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、当該区域の社会的条件に応じ、アイヌ文化の振興等を図るための施策の実施に努めなければならない。

アイヌ語やアイヌ文化は、必ずしも物理的「僻地」に

存在している訳ではないため、「僻地教育振興法」に比べて「アイヌ文化法」で「振興」すべきものと看做されている内容が明確ではないかもしれない。これは、制定以来当該法が不十分なものであるとしてアイヌの人々からの指摘が絶えない点でもある。しかし、その意図するところは明らかで、(4)に下線部で示したように「僻地教育振興法」第一条の「へき地における教育」の部分を「アイヌ語教育」に差し替えれば「アイヌ文化法」のアイヌ語教育に関わる部分での主旨とぴったり符合することから分かる通り、「振興されるべきもの」の筆頭は「アイヌ語」であり、従ってアイヌ語教育なのである。

- (4) この法律は、教育の機会均等の趣旨に基き、かつ、アイヌ語教育の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体がアイヌ語教育を振興するために実施しなければならない諸施策を明らかにし、もってアイヌ語教育の水準の向上を図ることを目的とする。

以上の議論によって示される通り、語学教育一般に於ける「アイヌ語教育」は、学校教育一般に於ける「僻地教育」に準えることが出来る。従って、僻地教育で行われてきた実践は、アイヌ語教育にも大いに生かされ得るのである。米国では、「僻地教育 (rural education)」というのは、しばしば「遠隔地教育 (distance education)」とほぼ同義である。国土もそれを構成する各々の州、その他の地方公共団体の大半が人口に比して面積が広いため、十分な「学習指導、教材、教具等」、「教員」並びに「教員養成施設」を全米の「津々浦々」まで配することはそもそも無理であるとの共通認識があるからである。そこで、本稿でアイヌ語教育に適用される「僻地教育」という際には、同時に「遠隔地教育」をも念頭に置くものとする。

5. 僻地教育としてのアイヌ語教育を支える情報ネットワークとその課題

「僻地教育」あるいは「遠隔地教育」(以下では、単に「僻地教育」)での実践には、電子メールやインターネットを通じて学習・教育用の資料を共有することが不可欠である。本稿の母体となる研究の一環として、筆者は米国の四つの地域 (Alaska 州 Fairbanks と Anchorage, Hawaii 州 Honolulu と Hilo, California 州 Ukiah, Texas 州 Dallas) を調査した。これらの地域の僻地教育では、いずれの場合も担当の教員が得られない教科・分野に関する限り、教材の作成と配布、授業の実施、課題の回収と返却などの大半がインターネットを通して行われていた。Silicon Valley に象徴されるように、もっとも in-

formation technology が進んでいることが期待される California 州に於いても、最も極端な辺境と見られることも少なくない Alaska 州に於いても、僻地教育の運営に大きな違いは見出されなかった。

授業には、video conference によって行われる双方向のもの、学習者がサーバーにアクセスして課題をこなす、別の時間に教授者が学習の進展を監督する一方向的なものが用意されている。授業で用いる教材や課題は、複数の教員が共用するものと一人一人の教員が個々の授業、個々の時間、もしくは個々の学習者に合わせて個別に作成するものがあるが、いずれも膨大なデータベースを利用して作成されるのが普通である。公刊されている教科書やその他の資料を使用する場合、比較的安価なものや入手が容易なものは学習者自身に購入してもらい、高価であったり入手困難な場合は、所定の手続きを取ってコピーをしたものを学習者に郵送する場合もあるが、次第に PDF ファイルや電算化テキストを用意して、それをホームページからダウンロードしてもらったり、電子メールで送付したりすることが圧倒的に多くなってきているようである。

米国の僻地教育でのこうした実践を取り入れることで、アイヌ語教育の抱える問題の多くを解消することが期待出来る。先ず第一に、本稿第3節でまとめた6つの問題のうち(3b)と(3c)は、少しの工夫と努力によって比較的早い段階である程度の改善が見込める可能性がある。

- (3) a. 高等教育と社会教育への著しい偏り
b. 学習教材の不足
c. アイヌ語が教えられる教員の不足
d. アイヌ文化教育との不可分性
e. 学習の機会の多くが初級・入門
f. アイヌ語を学ぶこと自体への動機の弱さ

米国の僻地教育に於いてと同様に、アイヌ語のテキストや音声資料を膨大なデータベースとして集積し、インターネットを使ってそれを広く利用出来るようにすれば、アイヌ語教育に於いても授業で用いる教材や課題を作成することが可能になる。公刊されている教科書やその他の資料を使用する場合も同様に、PDF ファイルや電算化テキストとして集積することによって、それをホームページからダウンロードしてもらったり、電子メールで送付したりすることが容易に出来るようになる。

インターネットの繋がっているところなら日本中の(あるいは世界中の)どこにいてもアイヌ語の教材、課題、資料などが入手可能であるという段階にまで至れ

ば、video conference のシステムを用いて双方向の授業が可能になる⁴。例えば、旭川の学習者が千葉の授業を、東京の学習者が江別の授業を受けることが可能となる。現時点では、アイヌ語が教えらるる教員は人数も少なく局所的に分布しているが、当面はそうした教員がこのシステムを利用することで程度不足を補うことが出来る。従って、現段階では多くの問題を抱え、非常に不都合な条件下にあるアイヌ語教育の現状を改善するためには、「アイヌ語学習・教育用資料の電算化・集積・公開を可能にする情報ネットワーク構築」が急務である。

こうした判断から、本稿の母体研究では三名の言語学・言語教育の専門家(筆者・手塚順孝氏・山田祥一氏)とそれぞれが大学で指導に当たっている院生・学部生(談話語用論ゼミ・英語学ゼミ・言語獲得ゼミ・言語分析ゼミ)の総勢30名余りからなる「アイヌ語電算化ライブラリー作成プロジェクト」を組織することにした。そして、(i)アイヌ語学の文献(論文・研究書)とアイヌ語の言語資料(文献資料・音声資料・映像資料)の目録化、(ii)言語資料内の個別の言語テキスト・録音・録画のデータベース化、それに引き続いて(iii)諸文献のPDFファイル化及び(iv)テキストの電算化、(v)音声資料と映像資料の電子化を実現すべき目標に掲げた。

既に(i)の「アイヌ語学の文献(論文・研究書)とアイヌ語の言語資料(文献資料・音声資料・映像資料)の目録化」を概ね完了し、現在は手塚順孝氏と言語獲得ゼミ・山田祥一氏と言語分析ゼミが中心となって(ii)の「言語資料内の個別の言語テキスト・録音・録画のデータベース化」のうち文献資料内のテキストを対象を絞ってデータベース化を進めている。また、(iv)の「テキストの電算化」は、筆者と談話語用論ゼミが中心となってその作業を押し進めている。(v)の「音声資料と映像資料の電子化」に関しては、筆者と談話語用論ゼミが「音声資料」に限って一部作業を済ませたという段階である。

「アイヌ語学習・教育用資料の電算化・集積・公開を可能にする情報ネットワーク構築」が実現すると、(3b)と(3c)以外の問題に関しても多くの改善が見込まれるようになってくる。例えば、筆者と手塚順孝氏は、小樽市内の小学校で教鞭を取られている平山裕人氏と星野泰司氏並びに永きに渡って旭川の高等学校でアイヌ語アイヌ文化教育に携わられ、現在はやはり小樽地区の小学校を中心としてアイヌ語アイヌ文化教育に従事されている福岡イト子氏と協力して小学生用のアイヌ語学習教材の作成を進めている。構築される「情報ネットワーク」は、こうした研究協力の輪を大きく広げる存在となり得る。

⁴ 現段階では、Skypeなどに代表される手軽で安価なシステムが有力な候補かもしれない。

平山氏と星野氏は、作成中の教材を実際に小学校の総合学習の時間などで使用することを考えてくれており、そうした初等教育での学習活動は(3a)の「アイヌ語の高等教育と社会教育への著しい偏り」を改善する糸口となり得る。また、アイヌ語そのものの学習への道を拓くことから、(3d)の「アイヌ文化教育との不可分性」の問題を克服する契機ともなり得る。

また、筆者と談話語用論ゼミに参加する院生・学部生は、「アイヌ語の学習・教育」から「アイヌ語を用いた学習・教育」への移行を可能にする教材の開発にも注意を払っている。その一例は、ゆとり教育によって生じた学習内容や学習時間の削減に対応するものとして、算数、国語、生活科などの既習内容を総合学習の時間の中で再度取り上げることである。但し、今度はそれらを日本語ではなく、アイヌ語を用いて学び直すのである。算数なら10ぐらいまでのアイヌ語の数字を導入してから、それを用いて簡単な計算を解いてみたり、国語なら先にアイヌ語の単語を幾つか導入しておいて、読みは別にして漢字の意味をそれらの単語に対応させて説明したり、生活科ならやはり幾つかのキーとなる語を予めアイヌ語で導入しておいて、教室の外での観察や教科書の絵や写真の解説にはアイヌ語の単語を用いるといった具合である。日本語での学習の時間にアイヌ語が混用されたりすることもあろうが、まずは学習内容そのものの理解が促されていれば、算数、国語、生活科といった教科の学習としては寧ろ望ましいことである。あくまでも母語は優勢なもので、最終的には日本語でも当該概念は身に付くものである⁵。

- (5) a. 算数：tup ikasma rep anak asiknep($2 + 3 = 5$), tupesanpe($+ 2 = 10$), sinepesanpe($+ 1 = 10$)⁶, re tup anak iwanpe($3 \times 2 = 6$)
 b. 国語：木 ni, 土 toy, 水 wakka, 火 ape, 風 rera
 c. 生活科：hetuk 発芽, ham 葉, epuy 蕾・花, ipe 実, kotan 村・町, cise 家・建物, pu 蔵・倉庫, monrayke 仕事, suke 料理

⁵ ウェールズ語での実践は、このことを証明している。

⁶ tupesanpe 「8」、sinepesanpe 「9」は、文字通りにはそれぞれ「あと2で10($+ 2 = 10$)のもの」、「あと1で10($+ 1 = 10$)のもの」の意味である。こうしたアイヌ語の表現に慣れ親しむことで、8や9という数字を加算という過程を交えて理解することを促すことが出来る。同様に asiknep 「5」は、asik 「手」、ne 「である」、p 「もの」で、片手の指の数を表していると考えられることから、単に数字として覚える以上に5という数の具体的なイメージが付きやすいという利点が得られる。

また、北海道教育大学旭川校では、構内の至る所に「禁煙」、「男子・女子トイレ」、「可燃物」、「不燃物」、「押す」、「引く」などのアイヌ語表記が見られる⁷。こうした表記は、「営業中」、「定休日」のようなものにまで応用され、それらを配布した近隣の店にまでその使用が拡大している。こうした試みは、学校や地域のその他の施設でも可能で、構築される「情報ネットワーク」を通してより多くの場所で用いられるようになり得る。その中でも幼稚園、保育園、小学校などに取り込むことは極めて容易で、効果も絶大であることは、ウェールズやハワイでの実例が示すところである。こうした試みが初等教育のみならず中等教育にも導入することが出来るとすれば、学校や社会に「アイヌ語を使う場」が創出されることになる。こうした表記は、アイヌ語の教室になり、教科書となり、辞書となり、そこで活動する人々はアイヌ語共同体を形成していく。そうなれば、(3f)の「アイヌ語を学ぶこと自体への動機の弱さ」という問題をかなりの度合いで解決することが可能となる。ひいては、残る(3e)の「アイヌ語の学習の機会の多くが初級・入門」という問題も、構築される「情報ネットワーク」によって中級以上の教材が入手しやすくなり、中級以上の授業を遠隔地で受けられるようになれば、自ずと解消されることに繋がるはずである。

このように良いこと尽くめに見える本稿が推進する「アイヌ語学習・教育用資料の電算化・集積・公開を可能にする情報ネットワーク構築」であるが、解消しなければならない課題も明らかに存在する。最後に、ここでそうした課題について述べておく必要がある。既に上で紹介した「アイヌ語関連資料の目録化、データベース化、電算化」といった作業は、今後も「アイヌ語電算化ライブラリー作成プロジェクト」に於いて継続されるが、上述した進捗状況から見て作業に要する時間と労力が尋常なものではないことは容易に想像が出来ると思う。これら一連の作業がある程度の完成を見て初めて、既述のアイヌ語教育が抱える問題点の解決に向けて踏み出せるかもしれないのだから、「アイヌ語学習・教育用資料の電算化と集積並びにそれを可能にする情報ネットワークの構築」のためには様々な組織の様々な人員が一人でも多く協調・協力しあって急ピッチで作業を進められなければならないはずである。

アイヌ語関連の資料の電算化と集積は、筆者が籍を置く北海道教育大学旭川校でのみで行われているわけではない。アイヌ語学を専門とする学者が籍を置いてきた大学や研究機関では、程度の差こそあれそうした作業は行われており、それなりの分量の電算化資料は集積されて

いる(cf. 中川(2001))。作業の効率と能率を考えれば、こうしたあちこちの大学・研究機関で別々に行われている仕事をいずれかの段階で集約することが望ましいはずである。けれども、そのようなことが推進される気配は今のところ皆無である。個々の研究者が電算化されたファイルを交換し合うことが煩瑣なら、一つのサーバーに書き込みと修正が出来るホームページを立ち上げて、四方八方から電算化の済んだ資料をアップロードし、必要に応じて互いがダウンロードして使えるようにすれば、ここで整備が急務であると主張している「アイヌ語学習・教育用資料の電算化と集積並びにそれを可能にする情報ネットワーク」はあつという間に構築することが出来る。けれども、そのような試みが行われ得る見込みも現段階では無いのである。それはなぜか。

その最大の原因は、広義での著作権に関わるものである。インターネットというものの性質上、ひとたびウェブ上に載せられた内容は、余程しつこく暗号化しない限り誰にでもアクセスが出来、不特定多数に複製して配布することが出来るようになってしまう。これは当然「著作権」、「著作隣接件」、「版權」などといった権利に抵触するため、例え「アイヌ語の学習と教育のため」であって商用目的ではないのだと言ったところで、生じる問題を回避することは出来ないのである。つまり、仮に「アイヌ語学習・教育用資料の電算化・集積・公開を可能にする情報ネットワーク構築」が実現できるとしても、こうした著作権などの問題が伴うため、現段階では電算化資料の公開が極めて困難なのである。

そこで、言語の復興と再活性化にかなりの成果を挙げている英国のウェールズ語を始め、同じ英国のスコットランド・ゲール語、米国のハワイ語、ニュージーランドのマオリ語、更にはスペインのバスク語、オランダのフリージア語などでは教育に必要な言語資料の電算化とそれを集積・公開する情報ネットワークがどう構築され、どのような運用されているかを調査し、そこでは如何にして著作権にまつわる問題を回避・克服しているかを明らかにして、それを範とする解決策を模索することが有効である。本稿の母体研究では、ウェールズ語、スコットランド・ゲール語⁸、ハワイ語で言語資料の電算化とそれを集積・公開する情報ネットワークがどう構築されて

⁷ 詳しい報告は、井筒(2006b)を参照。

⁸ スコットランド・ゲール語(Scottish Gaelic)の研究・教育の拠点の一つ、Sabhal Mòr Ostaig 大学では、実際にインターネットを通じて世界の各地から授業を受けている学生がいる。また、当該言語の辞書が情報ネットワークに載せられており、インターネットで辞書を検索することが出来る。こうした、インターネットを通じての学習の後、スカイ島(the Isle of Skye)にある実際の大学のキャンパスに入学する学生もいる。以上は、手塚順孝氏の教示による。

いるかについての事例を調査してきたが、今後はその運用法と著作権にまつわる問題の回避・克服法を詳しくすることが欠かせない。

6. おわりに

本稿では、現在のアイヌ語教育が「高等教育と社会教育への著しい偏り」、「学習教材の不足」、「アイヌ語が教えらるる教員の不足」、「アイヌ文化教育との不可分性」、「学習の機会の多くが初級・入門」、「アイヌ語を学ぶこと自体への動機の弱さ」などの問題を抱えており、その多くが僻地教育の抱える問題と共通することを明らかにした。それを受けて、学校教育一般に於ける「アイヌ語教育」は学校教育一般に於ける「僻地教育」に準え得ることを指摘し、video conference を用いる双方向の授業を展開したり電子メールやインターネットを通じて学習・教育用の資料を共有するという「僻地教育」あるいは「遠隔地教育」での実践がアイヌ語教育にも有効であることを論証した。そうした実践のためには「アイヌ語学習・教育用資料の電算化・集積・公開を可能にする情報ネットワークの構築」が急務であるものの、著作権にまつわる問題のために現段階では大規模な協力体制による「情報ネットワークの構築」もそれによる「電算化資料の公開」も極めて困難であることを明確にし、言語の復興と再活性化に成果を挙げているウェールズ語、スコットランド・ゲール語、ハワイ語、マオリ語、バスク語、フリージア語などでのネットワーク構築を範とする可能性を示唆した。「アイヌ語学習・教育用資料の電算化・集積・公開を可能にする情報ネットワーク構築のための基礎研究」は、まだまだ端緒に付いたばかりであるが、「アイヌ語電算化ライブラリー作成プロジェクト」の名の下に「アイヌ語関連資料の目録化、データベース化、電算化」といった作業を黙々と推し進めている只中にあり、今後も大きな発展と成果が見込める研究課題である。本研究で未解決の問題に関しては、当該プロジェクトに加えて新たに企図される今後の研究に俟つこととしたい。

参考文献

アイヌ文化振興研究推進機構. 1998-. 『アイヌ語ラジオ講座テキスト』. 札幌: アイヌ文化振興研究推進機構.
浅井亨. 1969. アイヌ語の文法 アイヌ語石狩方言文法の概略. 『アイヌ民族誌』. 東京: 第一法規出版.
井筒勝信. 2005. 『平成16年度アイヌ語ラジオ講座テキスト単語表』. 札幌: アイヌ文化振興研究推進機構.
井筒勝信. 2006a. アイヌ語文法の概観. 『I/YAY-

PAKASNU: アイヌ語の学習と教育のために』, pp1-64. 旭川: 北海道教育大学.
井筒勝信. 2006b. アイヌ語旭川方言の昨日・今日・明日. 『平成17年度普及啓発セミナー報告集』, pp10-19. 札幌: アイヌ文化振興研究推進機構.
井筒勝信(編). 2003. 『アイヌ語旭川方言辞典草案』. 旭川: 北海道教育大学.
井筒勝信・手塚順孝. 2006. 『基礎アイヌ語』. 札幌: サッポロ堂書店.
奥田統己(編). 1999. 『アイヌ語静内方言文脈つき語彙集』. 江別: 札幌学院大学.
萱野茂. 1990. 『アイヌの碑』. 東京: 朝日新聞社. 萱野茂. 1997. 『萱野茂のアイヌ語辞典』. 東京: 三省堂.
萱野茂. 1990. 『アイヌ語会話: 初級編』. 阿寒: カムイトラノ協会.
萱野志郎(編). 1989. 『やさしいアイヌ語(1)』. 平取: 平取町二風谷アイヌ語教室.
萱野志郎(編). 1990. 『やさしいアイヌ語(2)』. 平取: 平取町二風谷アイヌ語教室.
萱野志郎(編). 1993. 『やさしいアイヌ語(3)』. 平取: 平取町二風谷アイヌ語教室.
金田一京助. 1931. アイヌユーカラ語法摘要. 『アイヌ叙事詩ユーカラの研究2』. 東京: 東洋文庫.
金田一京助・知里真志保. 1936. 『アイヌ語法概説』. 東京: 岩波書店.
久保寺逸彦. 1992. 『アイヌ語・日本語辞典稿』. 札幌: 北海道文化財保護協会.
田村すず子. 1979. 『アイヌ語入門』. 東京: 早稲田大学語学教育研究所.
田村すず子. 1983. 『アイヌ語基礎語彙』. 東京: 早稲田大学語学教育研究所.
田村すず子. 1988. アイヌ語. 亀井孝・河野六郎・千葉栄一(編)『言語学大辞典 第一巻』, 6-94. 東京: 三省堂.
田村すず子. 1997. 『アイヌ語沙流方言辞典』. 東京: 草風館.
知里真志保. 1942. アイヌ語法研究 樺太方言を中心として. 『知里真志保著作集3』. 東京: 平凡社.
知里真志保. 1975[1954]. 『分類アイヌ語辞典(人間編)』. 東京: 平凡社.
知里真志保. 1976[1953, 1962]. 『分類アイヌ語辞典(動物編)』. 東京: 平凡社.
中川裕. 1995. 『アイヌ語千歳方言辞典』. 東京: 草風館.
中川裕. 2001. アイヌ語テキストの電子化の現状と課題. 『文学』11, 12月号.
中川裕・中本ムツ子. 1997. 『エクスプレスアイヌ語』. 東京: 白水社.

中川裕・中本ムツ子．2007．『カムイユカラでアイヌ語を学ぶ』．東京：白水社．

Batchelor, John. 1887. *Hoshiki no an oro-oitak epakashinu kambi-sosh*. Church Missionary Society.

服部四郎．1964．『アイヌ語方言辞典』．東京：岩波書店．

北海道ウタリ協会．1994．『アコロイタッ：アイヌ語テキスト1』．札幌：北海道ウタリ協会．

本田優子．1997．『二つの風の谷』．東京：ちくま書房．

村崎恭子．1979．『カラフトアイヌ語 文法編』．東京：国書刊行会．